大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 DCMダイキ川内店
 - (2) 所在地 広島市安佐南区川内五丁目886番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - DCMダイキ株式会社

代表取締役 小島 正之

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位 置
		入口No.1:駐車場No.1南側
1 • 2	3か所	出口No.2:駐車場No.1 南側
		出入口No.3:駐車場No.1 西側
合 計	3か所	

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位置
1 • 2	3か所	出入口No.1:駐車場No.1南側
		出入口No.2:駐車場No.1 東側
		出入口No.3:駐車場No.1 西側
合 計	3か所	

4 変更年月日

令和元年10月31日

5 届出年月日

令和元年8月30日

- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 広島市安佐南区市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

令和元年9月13日から令和2年1月14日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日までを除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和2年1月14日
 - (2) 提出先

7 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課